明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

二百十一	メチル＝一―フェネチル―四―（N―フェニルプロパナミド）ピペリジン―四―カルボキシラート及びその塩類	【略】
二百十二～二百五十六	【略】	

（医療等の用途）

第二条　【略】

【一～四　略】

【五　略】

【略】		
一―[(三―メチルフェニル)メチル]ピペラジン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途	【略】
	学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）	
メチル＝一―フェネチル―四―（N―フェニルプロパナミド）ピペリジン―四―カルボキシラート、その塩類及びこれらを含有する物	【略】	

【号を加える。】

二百七～二百五十一	【五号ずつ繰り下げる。】	

（医療等の用途）

第二条　【同上】

【一～四　同上】

【五　同上】

【同上】		
一―[(三―メチルフェニル)メチル]ピペラジン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途	【同上】
	【項を加える。】	

備考　表中の【　】の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）